

入札説明書等に関する質問への回答書

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	4	第3章	3.3	(1)	②ア	応募事業者の基本的参加要件	「構成事業者及び各々の役割分担を明確にすること」とは、各々の役割に対する「責任」も各々の構成事業者が担うという理解で宜しいでしょうか。	本業務の契約に当たり、選定事業者には協定書の作成を求めますので、当該協定書において各社の役割及び責任を明確にしてください。
2	4	第3章	3.3	(1)	②イ	応募事業者の基本的参加要件	全体統括について、役割と責任についてどこにも記載がありませんので補足説明をお願いします。	契約代金の支払等の契約に基づく行為は全体統括を担う企業を相手方として行います。その他の役割や責任については、No. 1に記載のとおり、協定書で明確にしてください。
3	8	第4章	4.2	(1)		契約の締結	「グループの場合は、構成事業者と連名で業務委託契約を締結する」と記載ありますが、構成事業者は「全体統括、設計業務、施工業務、工事監理業務」の中の担当業務を明記した契約でしょうか。また全体統括以外の業務で瑕疵が明確になった場合、契約上、全体統括も費用負担する義務があるのでしょうか。	前段の質問：契約書には各構成事業者の役割（担当業務）を記載します。 後段の質問：No. 1の回答を参照願います。
4	8	第4章	4.2	(7)		契約変更	消費税が増額された場合の契約変更は可能でしょうか。	消費税については、「消費税法改正のお知らせ（平成25年3月国税庁）」において、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについて改正前の税率を適用する経過措置が講じられております。この経過措置により、平成25年9月30日までに締結した請負工事等の契約については、消費税5%が適用となります。本業務の仮契約は8月中に結ぶ予定であり、この経過措置が適用され、消費税は5%が適用されるものと考えます。 ※「消費税法改正のお知らせ」は、以下のURLで確認してください。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/201303.pdf
5	8	第4章	4.2	(7)		契約変更	「高さ制限で各種設備設置が困難になった場合、協議の上契約金の見直しを行うことがある」と記載ありますが、建物荷重、設置スペースの問題などその他事項でも協議の上、契約金の見直しはしないのでしょうか。	通常の工法を越えて、相当な工夫をしてもなお施工が困難と認められる明確な理由がある場合は、本市との協議になります。その上で本市が必要と認める部分については、契約金額の見直しを行うことがあります。
6	19	第7章	7.2	(1)	③	入札書	「消費税及び地方消費税を加えないこと」と記載ありますが、3年間で消費税等増額した場合は、施工の実績に応じて年度末支払いは当該年度の消費税等を適用した金額でよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照願います。
7	23	添付2				対象校一覧	太陽光架台の設置場所は、体育館の屋上も含めて検討してよろしいでしょうか。	体育館の屋上は原則設置の対象としておりません。
8	23	添付2				対象校一覧	対象校は、全て耐震補強を終え、必要な耐震性能を確保されているものと思っておりますでしょうか。	設置対象校は全て耐震診断に基づく対応を終えています。ただし、屋上に太陽光パネル架台を設置することは考慮されていない可能性がありますので、個別の検討が必要になります。
9	23	添付2				対象校一覧	校舎の屋上には、必要な太陽光架台設置スペースが確保されていることが事前調査で確認されていると考えてよろしいでしょうか。	事前調査により、設置面積（スペース）に関しては確認済みです。
10	23	添付2				対象校一覧	太陽光架台の設置スペースがない場合や構造調査により設置不可となった場合は、代替校舎にて対応するのでしょうか。	No. 5の回答を参照願います。

【要求水準書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
11	6	1	1.5.4			工期	年度毎の導入学校数が割り振られておりますが、選定事業者側が、構造計算書など検討に必要な資料提供がなく検討に時間を要する学校や学校長との事前協議で施工時期等が合わない学校などを考慮して諸条件を満たす学校を選定してよろしいでしょうか。	初年度の予定校を次年度にまわすことは想定していません。なお、やむを得ない場合は協議の上学校ごとの工程の延長を認める場合があります。各年度の施工予定校については、応募事業者の代表企業に別途参考資料を提示します。
12	10	1	1.8.1			設計業務	キュービクルが老朽化している場合や屋根防水が寿命を向かえている場合など、太陽光施工に関して、別途工事が必要な場合の費用負担は、協議できますか。	キュービクルは現状のまま利用することを基本とします。できるだけ改造が少なくなるよう工夫願います。老朽化対策は将来の工事としますので、将来の工事が簡易になるよう設計願います。屋上防水についても同様で、将来の全面防水工事等が容易にできるよう計画願います。
13	12	1	1.8.2.5			契約金額の変更	電力会社設備都合に左右される負担金について、いかなる場合においても契約金額の変更は認められないのでしょうか。	要求水準書10頁1.8.1(6)に記載のとおり、系統連系に係る費用は、選定事業者の負担となります。なお、電力会社との系統連系において余剰売電方式を選択する場合の工事費負担金としては、売電用電力量計等に関する機器の設置費用を想定しています（電力会社へヒアリング済）。
14	12	1	1.8.2.5			契約金額の変更	貸与される参考資料等からでは判断できない箇所（隠蔽部等）に起因する実施設計の変更についても契約金額の変更は認められないのでしょうか。	要求水準書14頁1.9.3.2(4)に記載のとおり、実施設計の変更に関する契約金額の増額は認めておりません。参考資料等で情報が不足する場合は、他の建築図面の活用や現地調査等により判断してください。

15	13	1	1.9.1			施工業務の基本的な考え方	本年度の施工スケジュールは極めてタイトになると想定されます。施工に際し、選定事業者が各学校と事前に十分に調整を試みても学校側の協力が得られない場合、工事の円滑な進捗のためさいたま市様が学校側と選定事業者の仲介を行って頂けるのでしょうか。（特に工事可能期間など）	学校側との調整に際し、必要があると本市が認めた場合は可能な限り本市も協力します。
16	14	1	1.9.3.2	(2)		現場管理	現場代理人の兼務については、緩和措置はありますか。	現場代理人は学校ごとではなく、本業務で最低1名以上としているため、本業務以外の他の工事との兼務は認められません。現場代理人の下に置く補助員の緩和措置については、要求水準書40頁3.2.2(1)を参照してください。
17	16	1	1.9.3.5	(8)		作業時間	「作業時間は原則として午前8時30分から午後5時」とありますが、曜日は関係なく平日・土日祝日も両方作業可能であるという解釈でよろしいでしょうか。	休日、平日に限らず作業日については、学校教育活動に支障のないように、事前に学校長及び本市と協議し、了解を得る必要があります。
18	20	1	1.13			完成検査	完成検査後、機器の保全のための保守契約は締結して頂けるか？	有償の保守契約を締結する予定はありません。本業務内で対応が可能な維持管理上の配慮事項がある場合は、提案書に記載願います。
19	21	1	1.14			かし担保	設計業務と施工業務を行なう事業者が異なる場合、設計の瑕疵は設計業務を行なう事業者、施工の瑕疵は施工業務を行なう事業者がそれぞれ責任を負うという解釈でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照願います。
20	21	1	1.14.2	(1)		施工のかし担保	機器の瑕疵担保期間は1年で良いか？	要求水準書21頁1.14.2(1)のとおり、本設備全体に係るかし担保期間は、引渡しを受けた日から2年とします。
21	21	1	1.14.2	(2)		施工のかし担保	本工事に起因する漏水かどうかを判断するための現時点の漏水状況に関する調査資料はありますか？また、本工事に起因する漏水かどうかを判断するため現在の状況がわかる資料や現在の漏水状況が分かる資料はありますか？	漏水状況に関する資料はありません。設計段階、または工事着手前に漏水等の異常があれば本市に報告してください。また、要求水準書29頁(9)⑧の記載も参考にしてください。
22	22	1	1.14.4			かしの判定基準	①～④にかしがあったと推定する条件が記載されていますが、落雷などの天変地異、第三者による不法行為による損壊などで①～④に至った場合は社会通念上、選定事業者側は免責事項でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	26	2	2.1.1	(1)	③	太陽光パネル	パネル容量をパワーコンディショナー容量より大きくするとありますが、容量の指定はありますか？	パネルの総容量でパワーコンディショナーの定格値を超えていれば問題ありません。ただし、全てのストリングでパネル枚数は同一とします。
24	26	2	2.1.1	(2)	①	パワーコンディショナ	屋内形キュービクルでよろしいでしょうか？	騒音等を考慮の上屋内に設置スペースが確保できる場合は、屋内形パワーコンディショナーの設置は可能です。屋外に設置する場合は、屋外対応のものを設置してください。
25	26	2	2.1.1	(2)	②	パワーコンディショナ	ピークカットについては、その効果を何を以って判断するか？	本業務でのピークシフトは、電力需要の平準化を図り、電力の効率的利用に貢献することを目的としています。この目的を踏まえ、必要と思われる制御や表示方法を提案してください。
26	26	2	2.1.1	(2)	②	パワーコンディショナ	複数台を設置して合計出力を20kW以上としても問題ありませんか？	問題ありません。
27	26	2	2.1.1	(2)	②	パワーコンディショナ	蓄電池用のパワーコンディショナーの容量のご指定はありますか？	指定値はありませんが、小さすぎるとピークシフトの際の効果が得にくいため、概ね10kW以上は必要だと判断します。
28	26	2	2.1.1	(3)	①	蓄電池	屋外形キュービクルでよろしいでしょうか？	No.24の回答を参照願います。
29	27	2	2.1.1	(3)	③	蓄電池	放電深度50%は、100%→50%と解釈すればよいのか？例えば90%→40%では放電深度は50%と言えない解釈で良いか？	ここでいう放電深度とは、通常の運用で利用できる蓄電量(kWh)に対する百分率を示します。従って経年で劣化した場合はその時の蓄電能力が基準になります。ただし、厳密な運用を求めるものではありません。
30	27	2	2.1.1	(3)	③	蓄電池	要求水準として定格容量が13kWh以上で、寿命は定格の70%と記載されています。寿命の定格は要求水準で要求している容量定格「13kWh以上」の70%以上=9.1kWh以上という解釈ではなく、実際に納入する電池定格容量の70%と解釈してよいのか？例えば、電池容量定格が15kWhの場合は70%=10.5kWhという解釈で良いか？	要求水準書は最低の数値を示しています。納入する製品の製造者が定格としている数値に対する期待寿命として、初期値の70%以上を要求するものです。
31	27	2	2.1.1	(3)	④	蓄電池	入札時、蓄電池の安全性を証明する認証書の写しの提出が必要か？	蓄電池の安全性については、予想されるリスクに対してどのように対策がなされているかを評価しますので、提案書に明記してください。表現方法などは各応募事業者の提案に委ねます。証明書(写し)の提出は任意ですが、当該証明書も含め提案書は40頁以内としてください。
32	27	2	2.1.1	(3)	④	蓄電池	安全性の証明については、メーカーにてJIS規格等に順ずる評価を実施した結果でよいのか？	No.31の回答を参照願います。
33	27	2	2.1.1	(3)	⑤	蓄電池	充放電試験の充放電は何回か？	本業務内では充放電試験は求めておりません。定期点検時における充放電回数については提案に委ねます。

34	28	2	2.1.1	(7)	⑪	システム構成と動作条件	この場合のピークシフトはどの様に考えるのか？学校単位か？契約単位か？	2つの学校を電氣的に区別することはできませんので、契約単位となります。
35	28	2	2.1.1	(7)		システム構成と動作条件	雨天時や夜間時に於いて太陽光発電が出来ない時間帯を考慮し、商用電力から蓄電池へ充電できるシステムとの解釈で問題ありませんか？	系統平常時において蓄電池への充電のための電源種別に指定はありません。
36	28	2	2.1.1	(8)	③	防災用自立コンセント	コンセント以外の出力端子は、分電盤配下で用意する形でよいのか？	蓄電池装置等の内部に出力端子を設けるものとし、外部への配線は特に不要です。非常用出力として防災用自立コンセントだけでは能力が余る場合に利用します。
37	29	2	2.1.1	(9)	①	太陽光パネル架台及び基礎	①で陸屋根に設置する場合は傾斜角20度を基本とするとありますが、構造や法規制の条件以外に、既存陸屋根仕様により架台傾斜角の変更による乾式基礎（スチール基礎や据置型）の提案は可能でしょうか。	方位はなるべく南向きとし、傾斜角は20度になるよう設計願います。通常の工法を越えて、相当な工夫をしてもなお設計が困難と認められる明確な理由がある場合は、本市との協議になります。
38	29	2	2.1.1	(9)	④	太陽光パネル架台及び基礎	「④基礎は建物と堅固に定着」とありますので接着剤による固定は「不可」と考えますがよろしいですか。	今回工事の完成後、20年以上構造的な修理無しで維持できるよう計画願います。接着剤の使用を否定するものではありませんが、架台基礎を固定する場合、地震力等の衝撃力に耐えられる工法で計画願います。
39	29	2	2.1.1	(9)	⑧	太陽光パネル架台及び基礎	基礎工事の施工前に現状を記録しますが、既知の事象としての漏水に関しては、事前に指示等が頂けるのか。	No. 21の回答を参照願います。
40	29	2	2.1.1	(9)	⑩	太陽光パネル架台及び基礎	「⑩～全面屋上防水を施工しやすいように配慮～」とありますが、校舎屋上の防水仕様は「アスファルト防水+押さえコン」以外はないと考えてよろしいでしょうか。	学校によって様々です。既存のアスファルト防水の上からシート防水等を施工している場合もあります。
41	29	2	2.1.1	(9)		太陽光パネル架台及び基礎	4mの高さを超えないことが予想されるため、工作物とはならない場合は、基準法の適用を受けないことから、架台の構造計算は「JIS C 8955:2011 太陽電池アレイ用支持物設計標準」によってよろしいでしょうか。	建築物の屋上に架台を設置する場合は、その寸法に関わらず工作物ではなく建築設備となります。実施設計に際しては、「JIS C 8955:2011 太陽電池アレイ用支持物設計標準」によるほか、建築基準法を遵守する必要があります。
42	30	2	2.1.1	(10)	④	キュービクルの改造	消防署からの指示遅れ、追加指示等により作業が増え、工期が遅れた場合は、考慮されるか？	消防署には事前ヒアリングを実施しており、工期に影響が出るような要求が出されることは想定しておりませんが、工期遅延の恐れがある場合は、早期に本市に相談してください。
43	29	2	2.1.1	(10)		キュービクルの改造	キュービクル改造時の停電時のバックアップ電源は、別途工事でよろしいでしょうか。	停電工事中の作業用電源及び学校側からの要求によるバックアップ電源に関する費用は全て選定事業者の負担となります。
44	29	2	2.1.1	(10)		キュービクルの改造	キュービクル改造における東電工事の日程遅延が、選定事業者の責に帰さない事由により発生した場合は、工事完了時期が延長できますでしょうか。	電力会社関係手続きをできる限り早期に行うための設計や打合せ、施工に関する努力をした上でなお、電力会社側の都合によるものと判断できる場合は考慮します。
45	30	2	2.1.1	(11)	③	太陽光発電の既設校における蓄電池増設工事等	既存とは別にPVを新設するとのことであるが、既設のPVは系統から切り離すのか？系統に接続する場合、売電するのか？連系に必要な機能が不足する場合はどうするのか？	既存の設備はそのままに、新規で10kWの蓄電池付き設備を設置します。新設のパワーコンディショナに既存のパネルを直接接続することなどは考えておりません。電力会社との系統連系協議の結果によって、既設パワーコンディショナとの共存が困難な場合は本市との協議になります。
46	30	2	2.1.1	(11)		太陽光発電の既設校における蓄電池増設工事等	「既に太陽光発電設備が整備されている学校での工事では既存機器を最大限活用できる計画」と記載がありますが、既存機器による経年劣化、不具合故障等による各種損害は選定事業者側に責任がないと考えてよろしいでしょうか。	事前に既設機器を調査し、利用が可能であるものは再利用願います。既存部分の故障については、その原因が明らかに新設工事によると認められない限り責は及ばないものと考えます。
47	31				参考図	系統略図	本図は参考として書かれているが、この系統通りに接続する必要はないという事で良いか？	お見込みのとおりです。要求仕様の内容説明を補完し、幅広く技術提案を求めするための資料とお考えください。
48	32	2	2.1.2	(1)		設計、施工に当たって配慮すべき事項	建築図等CADデータがあれば提供いただけるか？	本市で保有しているものについては選定事業者へ提供します。
49	32	2	2.1.2	(2)		設計、施工に当たって配慮すべき事項	(2)項にある発電出力の数値はパワーコンディショナーの合計定格容量と考えてよろしいですか？	設置を予定している学校別の最低容量を合計した値になります。
50	32	2	2.1.2	(3)		設計、施工に当たって配慮すべき事項	提供資料がない学校は、全部で何校でしょうか。	耐震診断もしくは補強設計時の報告書については対象棟が旧耐震基準の学校121校中67校分は把握していますが、資料は学校ごとに保管されており、本市では全ての資料について状況を把握していないため、個別に確認が必要です。
51	32	2	2.1.2	(3)		設計、施工に当たって配慮すべき事項	提供資料としては、校舎の建築確認申請書及び消防等への申請書も含まれると考えてよろしいですか？	No. 50の回答を参照願います。
52	32	2	2.1.2	(3)		設計、施工に当たって配慮すべき事項	提供資料の一部または全部がない学校については、(4)にある荷重の安全性等に関する確認については、別途と考えてよろしいですか？	他の建築図面の活用や現地調査等により荷重の安全性等について確認を行ってください。
53	32	2	2.1.2	(3)		設計、施工に当たって配慮すべき事項	「提供資料の一部または全部がない学校もある」と記載がありますが、提供資料の不足で太陽光設備等が設置可能と判断できない場合は実施について市と協議でよろしいでしょうか。	No. 52の回答を参照願います。

54	32	2	2.1.2	(4)	設計、施工に当たって配慮すべき事項	パワーコンディショナの系統連系の位置については記述が無いが、連系点については、選定事業者が決定しても良いか？	低圧回路における連系点の位置については任意ですが、電力会社との協議は必要になります。
55	32	2	2.1.2	(4)	設計、施工に当たって配慮すべき事項	屋上の積載荷重の考慮は避難時の荷重を考慮する必要がありますでしょうか？必要なら、どの程度見込む必要があるのでしょうか。	屋上が避難場所や避難経路に指定されていることはありませんが、学校教育活動の支障となることが無いよう、個別に確認の上実情に合わせた設計を行ってください。
56	32	2	2.1.2	(5)	設計、施工に当たって配慮すべき事項	系統連系申請や設備認定には時間が掛かるが、選定事業者の責に帰さない事由により、時間がかかった場合には、工事完了時期が遅延しても良いか？	No. 44の回答を参照願います。
57	32	2	2.1.2	(5)	設計、施工に当たって配慮すべき事項	売電契約は電力会社と需要者の直接契約となるが、この場合、需要者は誰となるか？その契約に関して、選定事業者の責に帰さない事由により時間がかかった場合には、運用開始が遅れても良いか？	前段の質問：さいたま市長が契約者となりますが、電力会社への申請手続きは選定事業者の業務範囲です。 後段の質問：No. 44の回答を参照願います。
58	32	2	2.1.2	(6)	設計、施工に当たって配慮すべき事項	建築審査会や都市計画審議会等の審議については、市側で便宜を図り、審査が迅速に行われるようにしていただけるか？仮に審査が遅れた場合には、工事完了時期が遅延しても良いか？	初年度の建築審査会等による工期遅れについては、やむを得ない場合と判断することもあります。2年目、3年目についてはあらかじめ審議会等に諮ることも想定した業務計画を作成してください。 建築審査会や都市計画審議会等の審議の可能性がある学校数については、応募事業者の代表企業に別途参考資料を提示します。
59	35、36	3	3.1.1	(3)	設計完了時の提出書類	提出書類にある「内訳書」は「さいたま市公共建築工事内訳書作成要領（平成25年4月）」に定められた内容に準じて作成する事を求められるという認識が必要でしょうか。	内訳書は、「さいたま市公共建築工事内訳書作成要領（平成25年4月）」に準じることとしますが、作成に際しては本市と選定事業者において、協議し内容を決定します。
60	38	3	3.1.3	(1)	工事監理開始時の提出書類	「現場責任者・技術管理者通知書」で通知する人員は対象校ごとに配置する工事監理者を指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	40	3	3.2.2	(1)	現場代理人及び主任技術者等について	対象校ごとに置く補助員全員がCORINSに登録しなければならないのでしょうか。	CORINSへの登録は、「さいたま市建築工事特別共通仕様書」に準じて必要な技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者）に登録してください。 補助員のCORINSへの登録は不要です。 なお、「さいたま市建築工事特別共通仕様書」1.1.5項中「契約締結後10日以内」とあるのは「契約締結後40日以内」と読み替えるものとします。
62	40	3	3.2.2	(1)	現場代理人及び主任技術者等について	5校を1人で担任し、その5校分の下請契約の総額が3,000万円以上になった場合、監理技術者でのCORINS登録をしなければならないのでしょうか。	CORINSは、元請け会社の情報を登録するものであるため、下請け会社の技術者を登録することはできません。
63	40	3	3.2.4		第三者の使用	工事監理業務について第三者を使用する場合、選定事業者に所属する人員を工事監理業務の統括責任者として配置し、各学校に配置する工事監理者に第三者を使用できると認識して宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

【落札者決定基準書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
64	3	第4章				入札書価格の確認	「入札価格が入札書比較価格（予定価格に105分の100を乗じて得た価格）の範囲内であることを確認する」と記載ありますが、消費税相当分を除いた税抜き価格で各事業者は審査される訳ですから、消費税等増額の場合は、年度毎の支払いは当該年度消費税を上乗せした委託費でよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照願います。

【様式集】

No.	様式番号	質問の内容	回答
65	様式第7号	入札書の「本人」の欄に住所が2つございすが、片方は削除してよろしいでしょうか。	住所の片方は削除してください。
66	様式第9号	商号又は名称について、グループ応募の場合は連名で記入してよろしいでしょうか。	正本の商号又は名称の記載は、入札説明書19頁7.2(2)③に記載のとおり、グループの場合は代表事業者名を記入してください。なお、副本は商号又は名称欄は削除していただき、提案書内には、事業者名や事業者がわかるロゴ等は表示しないようお願いいたします。